

指 定 書

別 紙

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第５２条第１項第八号、同法第５３条第１項第六号、同法第５６条第１項第一号による同法別表第三（に）欄の五の項及び同法第５６条第１項第二号ニの規定に基づき、市川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を定める区域並びにこれらの数値を次のように変更する。

指定する内容	(容積率)	(建ぺい率)	(建築物の各部分の高さ)	
			(道路斜線)	(隣地斜線)
指定する区域 建築基準法の条項	法第５２条第１項第八号の規定により定める数値	法第５３条第１項第六号の規定により定める数値	法第５６条第１項第一号による別表第三(に)欄の五の項により定める数値	法第５６条第１項第二号ニの規定により定める数値
国分・中国分・北国分・堀之内、江戸川河川区域、大町・大野町で都市計画法第８条第１項第７号の風致地区に定められている区域。 都市計画法第８条第１項第１２号の緑地保全地区に定められている行徳近郊緑地特別保全地区の区域。	１０分の８	１０分の４	１．２５	１．２５
大野町２丁目６２０番、大野町２丁目８５４番１、大町４３１番１，２、北方町４丁目１４４１番２。 田尻・高谷・原木・上妙典の一部。 江戸川左岸流域下水道江戸川第２終末処理場。	１０分の２０	１０分の６	１．２５	１．２５
上記を除く用途地域の指定のない区域。	１０分の１０	１０分の５	１．２５	１．２５